

令和4年度 東御市人権尊重のまちづくり審議会次第

日 時	令和4年7月11日（月） 午後1時30分～午後3時30分
場 所	東御市中央公民館 3階講堂

- 1 開会
- 2 委員の委嘱
- 3 あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 協議事項
 - (1) 令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画について
 - (2) 「東御市人権尊重のまちづくり市民の集い」について
- 6 その他
 - ・ 第2次東御市男女共同参画推進基本計画について
- 7 閉会

東御市人権尊重のまちづくり審議会委員・幹事名簿（任期:R3.4.1～R5.3.31）

○審議会委員(13名)

氏 名	現 職 名	備 考
荻原 慎一郎	人権擁護委員	
中澤 実枝子	東御市女性団体連絡協議会代議員	
瀬田 智之	東御市議会議員	
宮下 聡	東御市立和小学校長	
西藤 千代子	部落解放同盟東御市協議会会長	
鳴澤 恵美子	部落解放同盟東御市協議会書記長	
掛川 卓男	東御市企業人権同和教育連絡協議会会長	
大谷美知子	東御市民生・児童委員協議会 和地区民生児童委員協議会会長	
高見沢 心	東御市身体障害者福祉協会会計兼総務部長	
唐澤 光章	東御市シニアクラブ連合会会長	
相場 聡司	東御市PTA連合会会長 滋野小学校PTA会長	
原澤 利明	東御市公民館館長	
小山 隆文	東御市教育長	

○審議会幹事(12名)

氏 名	現 職 名	備 考
小松 信子	東御市市民生活部長	
小林 秀行	東御市健康福祉部長	
柳沢 秀夫	東御市教育委員会教育次長兼教育部長	
西澤 好美	東御市健康福祉部子育て支援課長	
掛川 一郎	東御市健康福祉部子ども家庭支援室長	
小林 裕次	東御市健康福祉部福祉課長	
寺田 嘉彦	東御市健康福祉部健康保健課長	
清水 悟	東御市教育委員会教育部教育課長	
樋沢 聡	東御市教育委員会教育部生涯学習課長	
井上 祐一	東御市企画振興部長 兼 地域づくり支援室長	
岩下 雄司	東御市市民生活部生活環境課長	
上原 代夫	東御市市民生活部人権同和政策課長	

○審議会庶務(6名)

氏 名	現 職 名	備 考
池田 恵子	東御市人権同和政策課人権同和政策係長兼男女共同参画係長	
坂井 美嗣	東御市市民生活部人権同和政策課人権同和政策係人権同和教育指導員	
市川 寿人	東御市市民生活部人権同和政策課人権同和政策係主査	
安川 祐介	東御市教育委員会教育部教育課学校教育係長兼学校人権同和教育係長	
岡澤 健一	東御市教育委員会教育部教育課学校人権同和教育係指導主事	
相澤 千恵	東御市教育委員会教育部教育課学校人権同和教育係職員	

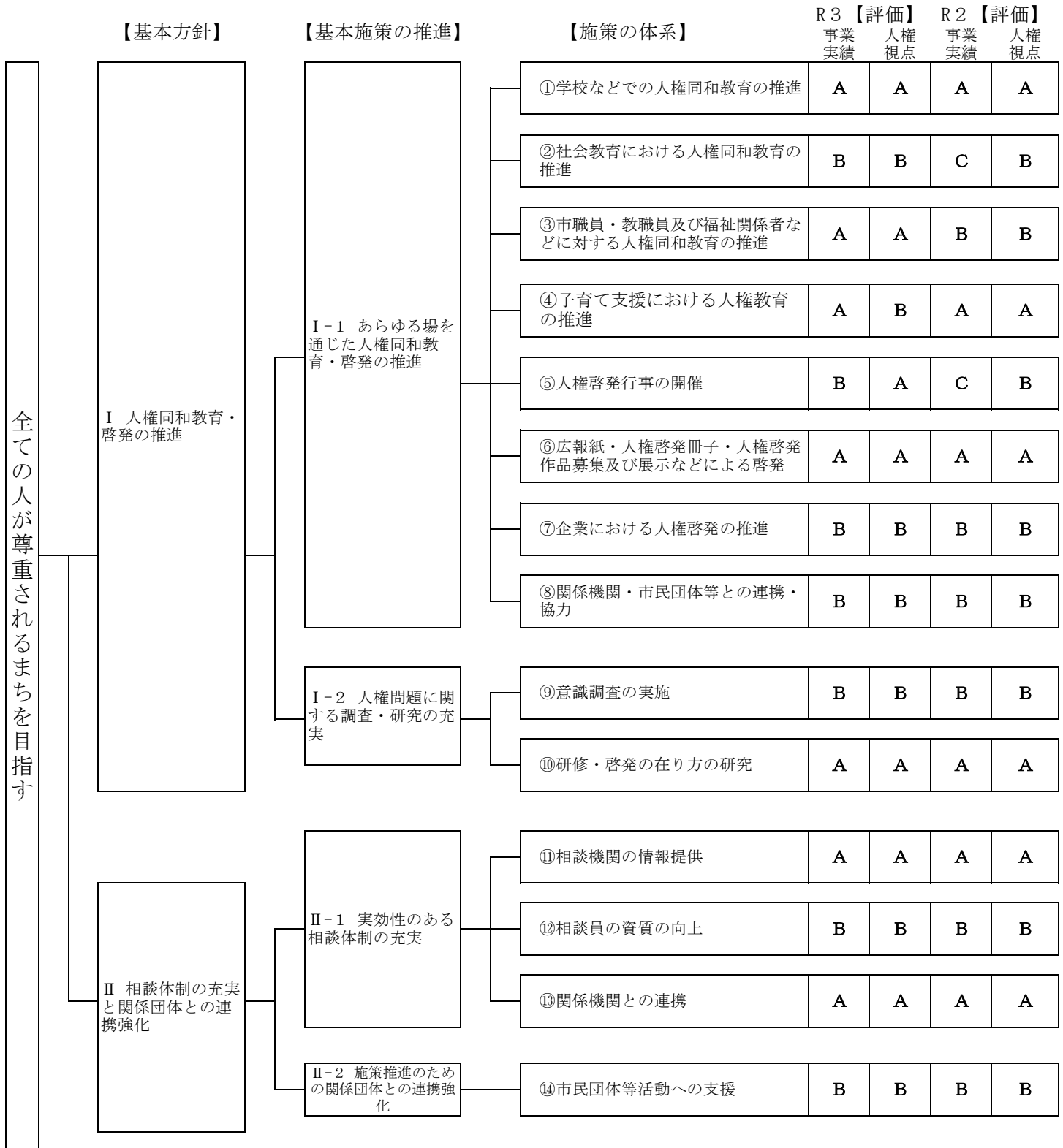
(1) 令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画について

ア 概要

「東御市人権施策の基本方針・基本計画」(以下、方針・計画)では、下記の人権施策の体系図を作成し、「全ての人が尊重されるまちを目指す」を目標として、方針・計画を定めています。また、次頁の各種課題を列挙して、課題別施策の方向も示しています。

「方針・計画」に基づき、人権施策の推進、各種課題解決に向けて、各担当課で毎年事業計画を立て、実施状況・課題について進捗管理を行っています。

イ 東御市 人権施策の基本方針・基本計画 体系図



*関係団体とは、関係行政機関、市民団体、民間法人を指します。

【課 題】	【施策の方向】	R 3 評価		R 2 評価	
		事業実績	人権視点	事業実績	人権視点
1 部落差別 (同和問題)	部落差別（同和問題）の早期解決、人権啓発学習の継続	B	B	B	A
2 子どもの人権	児童虐待の予防・早期発見と早期対応、家庭・地域・学校の連携	B	A	B	A
3 女性の人権	性別役割意識の解消、DVの防止	B	B	C	B
4 障がい者の人権	ノーマライゼーション及び共生社会の普及促進	B	B	B	B
5 高齢者の人権	偏見を取り除く、心配事の相談体制の充実	B	B	B	B
6 外国人の人権	交流・異文化の理解	B	B	C	B
7 インターネットによる人権問題	インターネットの適切な利用に関する教育・啓発の推進	A	A		
8 L G B Tなどの性的マイノリティの人権	性の多様性の尊重	B	B		
9 その他の人権問題	正しい知識の普及、偏見の解消	A	A	A	A

エ 事業実績及び計画について
令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画書を参照してください。

【評価】 R3年度事業実施状況 評価判断基準

◆事業実績評価（事業計画どおり事業を実施したか、効果は十分であったか）

A	☐ 計画どおり事業等が実施できた ☐ 数値化できる場合、実施率が100%以上 ☐ 今の事業内容で十分効果があった ☐ 事業等を改善する必要はない
B	☐ 計画した事業等がほぼ実施できた ☐ 数値化できる場合、実施率が75～99% ☐ 今の事業内容で概ね効果があった ☐ 事業等に軽微な改善が必要である
C	☐ 計画した事業等が十分には実施できなかった ☐ 数値化できる場合、実施率が50～74% ☐ 今の事業内容では効果がやや不十分である ☐ 事業等に改善が必要である
D	☐ 計画した事業等がほとんど実施できなかった ☐ 数値化できる場合、実施率が50%未満 ☐ 今の事業内容では効果が不十分である ☐ 事業等に大幅な改善が必要である
—	☐ 災害や感染症拡大防止のため実施できなかった ☐ 事例発生せず

◆人権視点評価（人権尊重の視点に立って事業ができたか）

A	☐ 事業実施の際に人権尊重の視点に配慮した ☐ 日時や場所、内容等の設定が対象者にとって適切であった ☐ 利用者等からも評判が良かった。
B	☐ 事業実施の際に人権尊重の視点に概ね配慮した ☐ 日時や場所、内容等の設定が対象者にとって概ね適切であった ☐ 利用者等からも評判が概ね良かった
C	☐ 事業実施の際に人権尊重の視点への配慮が足りなかった ☐ 日時や場所、内容等の設定が対象者にとってあまり適切でなかった ☐ 利用者等の評判があまり良くなかった
D	☐ 事業実施の際に人権尊重の視点に配慮してなかった ☐ 日時や場所、内容等の設定が対象者にとって適切でなかった ☐ 利用者等の評判が悪かった
—	☐ 災害や感染症拡大防止のため実施できなかった ☐ 事例発生せず

※ 上記のうち、記載された事業等の内容に合う判断基準を用いて評価してください。

※ 1つの評価に対して複数の事業が記載されている場合は、各事業の評価を総合して判断してください。

(2)「東御市人権尊重のまちづくり市民の集い」の開催について

令和4年度「東御市人権尊重のまちづくり市民の集い」実施要領 案

1 趣 旨

人権とは、誰もが生まれながらに持っている人間が人間らしく生きるための権利であり、人類の歴史の中で獲得された、最も重要な財産です。

21世紀は「人権の世紀」といわれ、人権が保障される社会の実現を目指して、市町村、県、国ひいては世界中において取り組みがなされています。

東御市においても、部落差別（同和問題）、子ども、女性、障がい者、高齢者及び外国人等の人権に関する問題についての取り組みを推進し、差別のない、真に人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的として、「東御市人権尊重のまちづくり条例」が平成16年12月に制定され、平成18年2月に基本方針・基本計画が策定されました。その後、5年ごとに基本方針・基本計画の見直しを行っており、令和3年2月に第3回改定を行いました。その間の平成28年には、人権3法といわれる「部落差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「障害者差別解消法」が相次いで施行されました。

そのような状況の中、現在、基本方針・基本計画に基づき、部落差別をはじめとしたあらゆる差別の撤廃と人権の擁護を図るための取り組みを推進し、一層の人権意識の普及・高揚に努めています。

私たち一人ひとりの人権意識の向上が求められているなか、その認識をより一層高めるため、多くのみなさんの参加を得て、ここに「東御市人権尊重のまちづくり市民の集い」を開催します。

2 日 時 令和4年12月10日（土）午後1時30分～（概ね2時間30分）

3 場 所 東御市中央公民館 3階 講堂

4 主 催 東御市・東御市教育委員会
東御市人権尊重のまちづくり審議会
上田・佐久地域人権啓発活動ネットワーク協議会

5 協 力 上田人権擁護委員協議会東御市支会

6 内 容

(1) 開 会 午後1時30分

あいさつ

人権啓発作品表彰、人権啓発最優秀作品作品（作文）朗読

(2) 講 演 「言葉の責任 ネットの被害者・加害者にならないために
～命の大切さ、人生の大切さ、あきらめない心～」(仮題)

午後2時00分

講演者 スマイリーキクチ 氏 （タレント）

(3) 閉 会 午後3時50分

7 その他

(1) 人権啓発作品の展示（人権啓発ポスター、標語等） 11月27日～12月10日 2階ホール

(2) 本人告知制度の案内と展示

(3) 人権擁護委員制度及び活動の紹介と展示

(4) 人権の花運動活動展示

(5) 各小学校の人権啓発センター見学の感想の展示

スマイリーキクチ (タレント)



1. スマイリーキクチが経験した、10年間におよぶインターネットの 誹謗中傷と風評被害

<事件概要>

1999年、インターネットの掲示板に東京都足立区で発生した殺人事件の共犯者だという、事実無根の書き込みをされてしまい、誹謗中傷や脅迫、仕事先への嫌がらせなどが続いた。

何度も否定したが、誹謗中傷は10年間続き、デマを本気で信じたネットユーザーから、自身のブログなどに殺人予告の書き込みもされるなど、事態は悪化する一方だった。

対応に悩み、警察や弁護士・ボランティア団体に相談したが一切相手にされなかった。暗中模索している中で、一人の刑事と出会う。

2009年2月に悪質な書き込みをしていた北海道から大分県に在住する46歳から17歳までの男女19名が、名誉毀損・脅迫の容疑で摘発された。19名の内、未成年者が2名いました。大半は成人でしたが、その中には国立大学の職員や、大手企業に勤めている人もいました。子供がいる親という立場の人が複数含まれています。

インターネットに関しては、経歴や年齢、性別に関係なく、個人的な価値観の違いが顕著に表れてしまいます。子供のうちからインターネットにおけるリテラシーの説明をしておかないと、本人が「ことの重大さ」を分からず、匿名という解放感とモラルの認知度の違いから、境界線を越えてしまう恐れがあります。

2. インターネットの匿名性を悪用して、誹謗中傷などを書き込む

○ネット上に悪口やウソの情報を書き込んでしまったら○ネットは決して匿名ではないということ

3. インターネット、ケータイ依存症（身体に及ぼす影響）

○どのような事態に陥ってしまうのか ○犯行予告などを書き込んでスリルを楽しむ

4. インターネットに潜む『わな』にかからないために

○危険がひそむインターネット

○インターネット上にある、有益な情報と有害な情報の見分け方

5. ネット犯罪の加害者にならないための対策

○犯罪になってしまうこと

6. インターネットの被害者にならないために

○保護者として子供に正しいインターネットを利用させる方法

○犯罪などに巻き込まれないための注意事項などが記載しているサイトの紹介

○安全な携帯電話の選び方

○インターネット上でトラブルに遭った時の対処法

7. いじめの問題

○命の大切さ ○人生の大切さ ○あきらめない心

自身の経験をもとに、ネット上での誹謗中傷の恐さ、言葉の責任について伝えたいと思います。

(参考資料)

＊人権尊重のまちづくり市民の集い 実施内容(平成28年度～)

平成28年度の主な内容	
1. 開催日	12月10日(土)
2. 場所	中央公民館
3. 参加者	約200名
4. 実施内容	・講演と伝統芸能 ～福を運んだ「でこまわし」～(同和問題) 講師:芝原文化研究所代表、阿波木偶箱まわし保存会顧問 辻本 一英 阿波木偶箱まわし保存会 中内 正子、南 公代 ・人権啓発作品展 ・心配ごと相談

平成29年度の主な内容	
1. 開催日	12月9日(土)
2. 場所	中央公民館
3. 参加者	約200名
4. 実施内容	・講演「子どもの貧困と地域社会」(子どもの人権) 講師:NPO法人さいたまユースサポートネット代表 青砥 恭 ・人権啓発作品展 ・心配ごと相談

平成30年度の主な内容	
1. 開催日	12月8日(土)
2. 場所	中央公民館
3. 参加者	約250名
4. 実施内容	・講演「みんなで考えよう!人権・平和・豊かな心(人権全般・平和) ～人権と平和を語るコンサート～」 講師:シンガーソングライター 清水 まなぶ ・人権啓発作品展 ・人権作文朗読

令和元年度の主な内容	
1. 開催日	12月7日(土)
2. 場所	中央公民館
3. 参加者	約300名
4. 実施内容	・講演「夢と絆」 講師:新潟産業大学経済学部准教授 蓮池 薫 ・人権啓発作品展 ・人権作文朗読

令和2年度 中止

令和3年度の主な内容	
1. 開催日	12月4日(土)
2. 場所	中央公民館
3. 参加者	約180名
4. 実施内容	・講演『ある精肉店のはなし』命をいただき、いのちは生きる 講師:大阪府宝塚市人権協会会長 北出 昭 ・人権啓発作品展

○東御市人権尊重のまちづくり条例

平成16年12月28日

条例第185号

改正 令和3年3月30日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民が基本的人権を享有し、法の下において平等であることを保障している日本国憲法の理念及びすべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとする世界人権宣言の精神並びに部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）その他の差別の解消を目的とした法律の趣旨にのっとり、あらゆる人権問題を解決するため、部落差別、子ども、女性、障害者、高齢者等の人権に関する問題についての取組みを推進する施策の基本となる事項を定め、もって差別のない真に人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重のまちづくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、市行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の環境づくり並びに人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

2 市は、人権施策を推進するにあたっては、国、県及び関係団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの一員であることを自覚し、人権意識の向上に努めるとともに、市が行う人権施策に協力しなければならない。

(基本方針)

第4条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 人権尊重の基本理念

(2) 教育啓発その他の人権に関する意識の高揚に関すること。

(3) 相談に的確に応ずるための体制に関すること。

(4) 部落差別、子ども、女性、障害者、高齢者等の人権に関する問題についての課題ごとの施策に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりのために必要な事項

3 市長は、基本方針を定めるにあたっては、あらかじめ、次条第1項の規定により設置される東御市人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更等について準用する。

(人権尊重のまちづくり審議会)

第5条 基本方針その他人権施策について調査審議し、及び推進するため、東御市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、人権尊重のまちづくりに関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織し、人権に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 東御市特別職の職員等の給与に関する条例（平成16年東御市条例第45号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和3年3月30日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

○東御市人権尊重のまちづくり審議会規則

平成16年12月28日

規則第107号

改正 平成21年3月31日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、東御市人権尊重のまちづくり条例（平成16年東御市条例第185号）第5条第6項の規定により、東御市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第4条 審議会に必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(守秘義務)

第5条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民生活部人権同和政策課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第7号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。